

### 第3回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議の結果について

企画政策部 企画調整課

#### 1 第3回新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議

(第10回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

(第4回会津若松市新型コロナウイルス緊急経済対策本部会議)

(1) 日 時 令和2年5月1日(金) 15:30～16:00

(2) 場 所 會津稽古堂多目的ホール

(3) 出席者 拡大部長会議構成員及び会津若松消防署長

(4) 案件及び結果

① 市主催イベント中止等及び市公共施設の休館等に関する指針について (健康増進課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

② 事業継続支援金について (商工課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

③ 市場使用料の支払い猶予 (農政課)

→ 原案どおり承認 (詳細別紙)

#### 2 その他

① 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧【会津若松市】令和2年5月1日現在

※ホームページでの掲載。チラシの配置。

※以降、順次更新。

## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント 中止等及び市公共施設の休館等に関する指針

健康福祉部 健康増進課

### 1 これまでの対応

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、本市では令和2年2月26日以降、市主催のイベント等の方針を示し、国の基本的対処方針・県の基本方針（以下「基本方針」）に応じて対処してきた。

県では、特措法に基づく移動制限や公共施設の利用制限の方針が示され、本市でも市主催のイベント等の方針の見直しをするとともに、市の公共施設の休館・休業については、施設所管部局において施設の特徴・属性に応じて対処してきた。

今後も国・県の基本方針の変更に迅速に対処するため、以下のとおり指針を定めるものとする。

### 2 市主催イベント等の基本方針

市主催イベント等の開催に関する方針は、令和2年5月6日までの期間に加え、令和2年5月7日から当面の間についても、以下の通りとする。なお、この方針は、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

- (1) 市が主催するイベント等については、開催の必要性を再検討し、原則中止または延期とする。
- (2) 開催せざるを得ないと判断したイベント等については、参加者を極力限定するなどの対策を講じた上で、参加者の注意を行い、以下の感染症対策を徹底して開催することができる。

#### 〈感染症対策〉

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避ける。
- ・参加者の体調確認を行い、風邪症状の方にはイベント等への不参加を要請する。
- ・咳エチケットの実施、アルコール消毒薬の設置等、可能な限りの感染予防及び感染拡大防止対策の実施

### 3 市公共施設の休館・休業等について

市公共施設の方針については、以下の通りとする。

- (1) 休館・休業等をする施設について

市民生活に直接影響のあるサービスを有する施設等を除き、令和2年5月6日までの期間に加え、令和2年5月7日から当面の間についても、原則として休館・休業する。

なお、この方針は、国・県の基本方針、市内等の感染症の発生動向等を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

また、市公共施設の休館・休業にあたっては、施設毎に利用者、利用形態が大

大きく異なることから、施設管理者においてその属性等を考慮し、指定管理者等の関係者と協議の上で次の事項に留意しながら対応方針を見直し、決定すること。

#### 〈原則として休館・休業を行う場合〉

- ① 県の基本方針において、県有施設等について更なる休館等について示された場合。
- ② 市有施設の職員や利用者に感染症が発生した場合、あるいは地域的に感染症患者が増加している場合。
- ③ 市公共施設を開館することに、市内外からの利用者が増え、感染拡大が懸念される場合。
- ④ その他、上記以外の事由により、早急に休館・休業の必要が生じた場合。

#### (2) 開館・開業する施設について

市民生活に直接影響のあるサービスを有する施設については、以下の感染対策を徹底した上で、開館等を行うことができるものとするが、(1)の①から④事項が生じた場合は、原則として早急に休館・休業を検討するものとする。

#### 〈開館する場合の感染症対策〉

- ・ 利用者が触れる可能性がある場所には、アルコール消毒液や塩素系漂白剤等により、定期的に消毒を行うこと。
- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」を避ける。
- ・ 体調不良者の来館自粛の呼びかけ、定期的な換気、咳エチケットの啓発、アルコール手指消毒剤の設置等を行う。

## 4 決定等について

- (1) イベント等、市公共施設の休館等の方針、対応については、各所管部局において、本部長及び副本部長と協議・決定し、対策総合本部（企画調整課）に報告することとする。
- (2) 報告後、対応について速やかに関係機関に公表することとする。

## 5 方針の改正等について

- (1) この方針は令和2年5月1日から当面の間までとする。ただし、国・県の基本方針、市内の感染症の発生動向を踏まえ、内容、期間について随時、速やかに見直しをするものとする。
- (2) 基本方針の見直しにあたり、本部長・副本部長と協議し、対策総合本部（健康増進課）で、見直し後の方針を周知するものとする。

## 事業継続支援金について

観光商工部 商工課

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大され、福島県においても、同日から緊急事態措置が発令され、休業要請や飲食店の短時間営業への協力が要請されており、感染症の拡大を食い止めることが、喫緊の課題となっている。

市内においても要請に応じている事業者が多くある中で、協力に応じた事業者がその事業を維持・継続するためには、様々な費用負担が想定されることから、事業継続のために幅広く使用できる支援金を給付し、市内事業者の事業継続を支援していく。

### 2. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、県が休業等の協力要請や協力依頼を行った対象事業者のうち、本県の緊急事態措置が継続している期間内において、一定期間の休業や短縮営業を行なった事業者に対し、一律20万円を給付する。

## 公設地方卸売市場使用料の支払い猶予について

農政部 農政課

### 1. 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内飲食店、宿泊施設等からの需要が減少し、経営状況が悪化している卸売業者などの市場関係事業者に対して、市場使用料の支払いを猶予し、経営継続を支援することで、市民の皆様への食料の安定供給を確保しようとするものです。

### 2. 対象範囲

市場関係事業者 19社

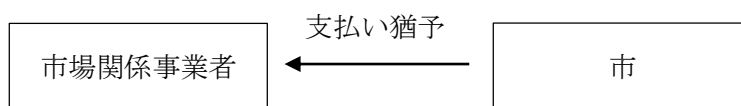
#### 【内訳】

- ・卸売業者 5社
- ・仲卸業者 7社
- ・関連事業者 7社

### 3. 実施期間

令和2年5月分使用料以降4か月間（8月分使用料まで）

### 4. 事業スキーム



# 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策一覧【会津若松市】

令和2年5月1日現在

# 会津若松市新型コロナウイルス感染症 総合コールセンター 5月開設予定

個人・世帯向け

生活支援

家計への支援  
(基準日4月27日)

- 離職等で住宅を失った  
・失う可能性がある
- 休業で家計が維持できない
- 失業で家計が維持できない

新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が半減した

県の要請に応じて休業した事業所

従業員に休業してもらおう

こどもがいる従業員

こどもがいるフリーランス

市内の旅館・ホテル(53事業所)

資金繰りのために融資を受けたい

個人・世帯・事業主向け

事業継続・休業・金融等の支援

事業主向け

給付	特別定額給付金	基準日に住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付	5月中申請書発送	総務省コールセンター 03-5638-5855 9:00~18:30(土日祝除く)
給付	住居確保給付金	休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方を対象に追加	4月20日より拡大	会津若松市生活サポート 相談窓口 0242-23-4800 8:30~17:15(土日祝除く)
貸付	緊急小口資金(特例)	貸付上限10万円(特別な場合は20万円)措置期間1年以内、償還期間2年以内	3月25日から申請受付	会津若松市 社会福祉協議会 0242-28-4030
貸付	総合支援資金(特例)	貸付上限 単身15万円、複数20万円 措置期間1年以内、償還期間10年以内	4月6日~申請受付	会津若松市 上下水道料金センター 0242-22-6172
猶予	水道料金等の支払い猶予	個人・法人を問わず 水道料金等の支払いを最長4か月猶予	5月中旬以降	金融・給付金相談窓口 0570-783183 平日休日9:00~17:00
給付	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少 法人200万円、個人事業者100万円	5月中旬以降	福島県緊急事態措置コールセンター 024-521-8643 平日休日9:00~18:00
給付	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	少なくとも4/28~5/6まで休業・時間短縮 基本10万円、貸付20万、複数30万円	4月1日~6月30日	ハローワーク会津若松 0242-26-3333
助成	雇用調整助成金(特例)	助成率は企業規模・雇用状況で変動 休業等助成 一人1日8,330円まで	2月27日~6月30日 ※申請は9月30日から	学校休業等助成金・支援金・雇用調整助成金 コールセンター0120-60-3999 平日休日9:00~21:00
助成	小学校休業等対応助成金(労働者雇用向け)	小学校当休業で労働者が有給休暇取得の場合、8,330円を上限に賃金相当額を助成	6月請求分から	会津若松市観光課 0242-39-1251
助成	小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)	小学校当休業で休業したフリーランスの場合、1日あたり4,100円(定額)を助成	5月1日か	福島県労働部(024-521-7288)または県内の金融機関へお問い合わせください
減免	水道基本料金の減免	4か月分の水道基本料金を減免	3月13日から	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 ※マル経融資の借入には商工会議所等の推薦が必要
融資	新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)	3か月の売上高が前年同月比5%以上減少 融資限度額3,000万円	4月1日か	会津若松市商工課 0242-39-1252
融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付(無利子・無担保融資)	売上が前年同月比5%以上減少 融資限度額 別枠6,000万円		
融資	マル経融資の金利引下げ	売上が前年同月比5%以上の減少 融資限度額 別枠1,000万円		
融資	会津若松市中小企業未来資金	売上減少要件なし 融資限度額 2,000万円		